

様式第二号の二の二（第六条の二十七関係）（平30環省令17・追加、令2環省令9・一部
改正）

（表面）

分析試験の用に供する一般廃棄物輸出届出書

年　月　日

環境大臣 殿

申請者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の27第5項の規定により、分析試験の用に供する一般廃棄物（その重量が25キログラム以下であるもの（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。）に限る。）の輸出を行うので、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

①一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状	
②一般廃棄物の数量（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合はその数量を含む。）	
③一般廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地並びに施設の種類	
④一般廃棄物又は当該一般廃棄物を輸出の相手国において分析試験を行うために処理したものとの運搬を行う者	住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
⑤運搬施設の種類	
⑥運搬経路	

（日本産業規格 A列4番）

(裏面)

⑦一般廃棄物又は当該一般廃棄物を輸出の相手国において分析試験を行うために処理したものとの処分を行う者	住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
⑧分析試験を行うための施設の種類	
⑨分析試験を行うための施設の設置場所	
⑩排ガスの処理方法	
⑪排水の処理方法	
⑫残さの処理方法	
⑬放流水の水質	
⑭放流水の水量	m ³ /日
⑮放流水の放流方法及び放流先の概況	
⑯輸出予定年月日	
備考	
<p>1 ※の欄は記入しないこと。</p> <p>2 ⑧分析試験を行うための施設の種類については、分析試験を行うための設備の種類を記入すること。</p> <p>3 ⑩から⑯までについては、分析試験によってこれらに係る排ガス等が発生しない場合には、その旨を記載すること。</p> <p>4 ⑪排水の処理方法、⑫残さの処理方法についても、別紙に処理系統図を示すこと。</p> <p>5 ⑬放流水の水質は、最終処分場の場合は、排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準の項目及びダイオキシン類について放流水の予定水質を記入すること。</p> <p>6 ⑮放流先の概況については、放流先の種類（河川、湖沼等）及び放流先との関係等を記入すること。</p> <p>7 運搬を行う者や運搬施設が複数ある場合にあっては、④～⑥欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>8 処分を行う者や分析試験を行うための施設が複数ある場合にあっては、⑦～⑯欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>	
※手数料欄	